

**新規参入ガス小売から見た**

**ガス全面自由化における課題について**

2017年11月28日

---

**東京電力エナジーパートナー株式会社**

**中部電力株式会社**

**関西電力株式会社**

## 0. ガス市場の特徴（電力との違い）

### 1. 中小のガス会社エリアにおける実務課題

- 課題1 スイッチング手続が統一されておらず、新規参入に課題

### 2. 大手のガス会社エリアにおける実務課題

- 課題2 保安業務が二度手間となり非効率
- 課題3 託送受入地点（製造所）の変更ができない
- 課題4 既存ガス会社の小売部門と新規参入者のイコールフット

### 3. その他 制度的な課題等に対する要望

- 課題5 マンション一括受ガス
- 課題6 広域融通
- 課題7 既存事業者の営業活動による新規参入阻害の懸念

## ガス市場の特徴（電力市場との違い）

---

### ■大手・準大手のガス会社のほか、中小規模のガス会社が多数存在

- ▶ただし、中小規模のガス会社も、当該地域の小売市場においては圧倒的なシェアを持つ
- ▶中小規模のガス会社は、大手・準大手から卸供給を受けていることが多い（大手・準大手との関係が深い）

### ■電力における広域的運営推進機関のような法的に位置付けられた強力な組織がない

- ▶中小規模のガス会社も含めた全国的に統一したスイッチング環境設備を調整・推進していく場がない
- ▶広域的な導管建設や、広域託送のルールについて調整・推進していく場がない

### ■需要家構内のガス設備は、小売及び導管事業者に保安規制が課せられている

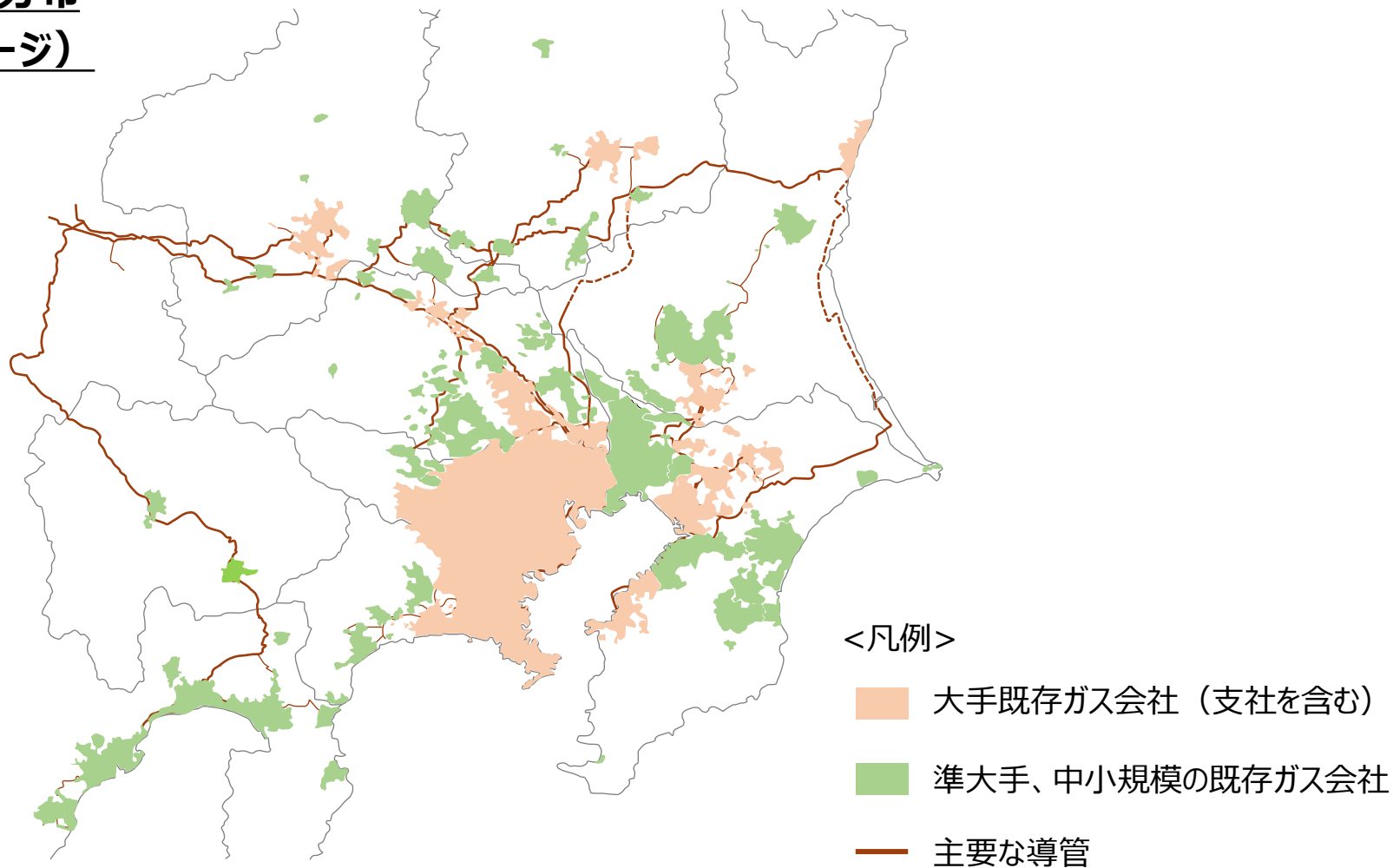
- ▶新規参入の小売事業者ではハードルが高い
- ▶電力で認められているようなマンション一括供給ができない（子メーターに保安規制がかからない）

### ■卸取引市場がない

- ▶新規参入のハードルが高い

■ 大手会社のガス導管に沿う形で、中小規模のガス会社供給エリアが点在する。

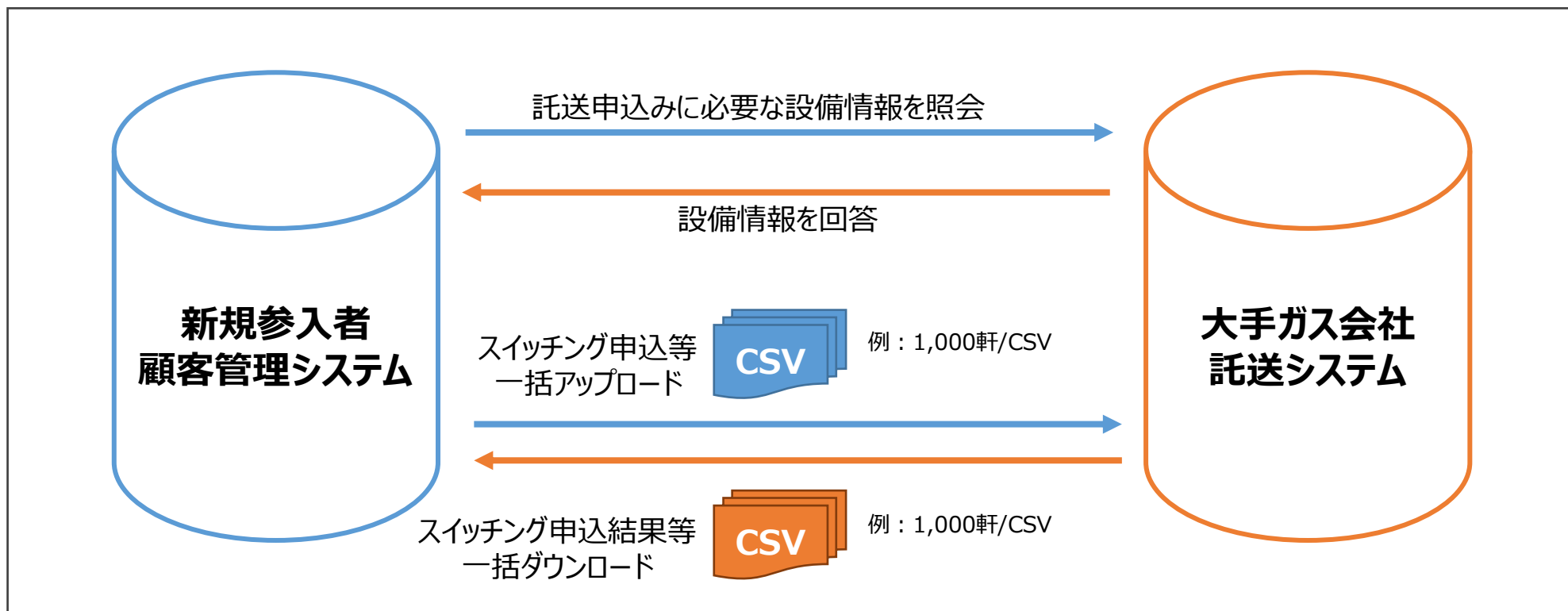
## 既存ガス会社の分布 (関東圏のイメージ)



## 課題1 スイッチング手続が統一されておらず、新規参入に課題

- 大手ガス3社の場合、託送申込手続はCSV様式によるシステム一括処理。その他の託送関連情報（消費機器情報、確定使用量取得など）も、全て「ファイル」でやり取り。
- このため**初期投資は発生するが、一度投資を行えば業務コスト+システム維持コストで運用可能。**

### イメージ図



## 課題1 スイッチング手続が統一されておらず、新規参入に課題

- 一方、その他多くのガス会社はスイッチングシステムを持たないため、お互いに手作業が多く発生し、多大な労力（コスト）を要する。また、手続に必要なフォーマットや所要日数が統一されていない。
- このため、特に複数エリアの参入を前提とした、効率的な業務の実施体制の構築が困難。  
⇒ 統一するには、各導管事業者に対し、個別にお願いに回る必要
- 中小規模のガス会社も含め、全国的に統一されたスイッチング環境の整備を行っていただきたい。  
※なお、現在、関東では統一に向けて個社と交渉中（データ送受信方法などは、ガス会社さま個々の規模に留意してご相談中）。

### 大手以外のガス会社のスイッチング手続や業務運用の実態（一例）

託送マッチング  
の申込

- ・1顧客1Excelファイルの記入を求められる
- ・スイッチングに無関係の情報（メーター社番、供給開始日）の入力が必要
- ・郵送申込しか受け付けない
- ・15営業日前の申込が必要（大半の会社は5営業日前）

供給地点  
特定番号

- ・桁数が会社により異なり、また最初の3桁が導管事業者コードではない事業者もある（小売側でシステム処理が困難）

検針データ連携

- ・検針日から3～7営業日とバラバラ（一部はそれを超える会社も）

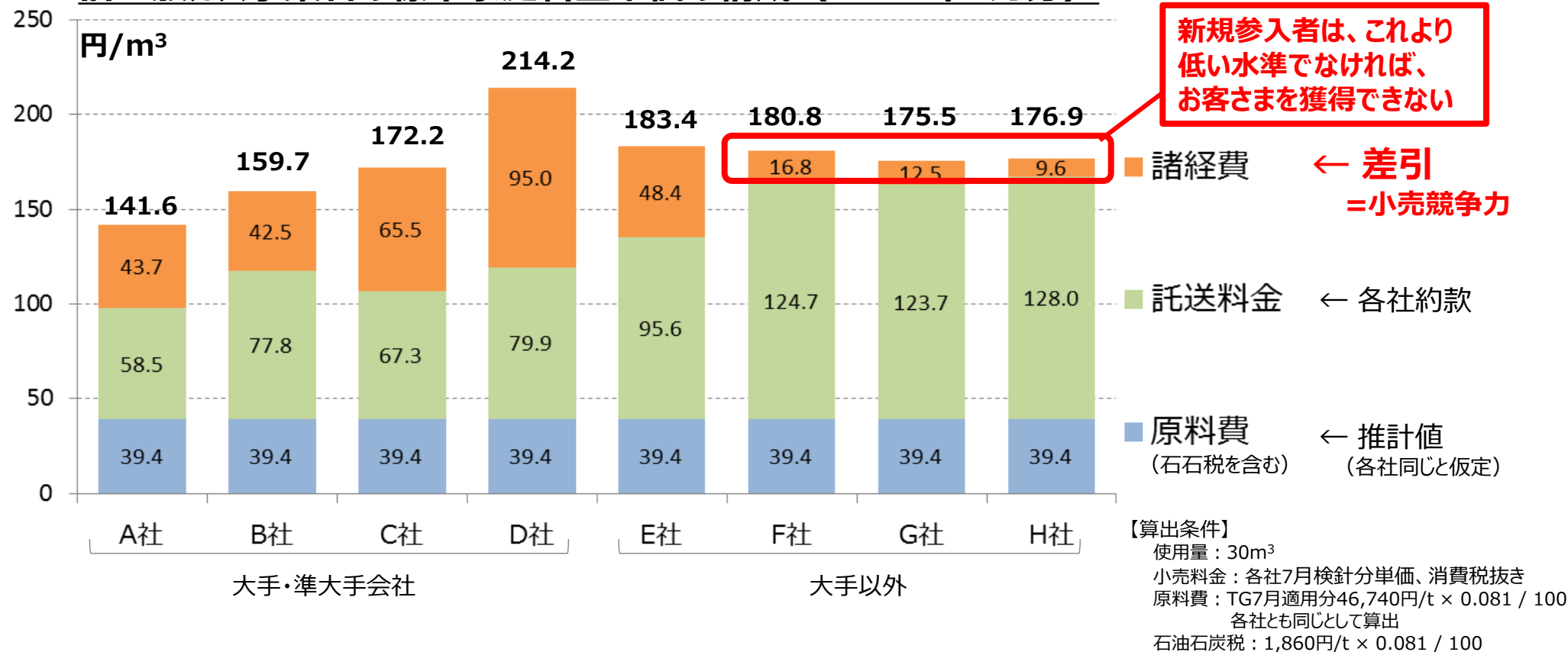
消費機器情報の  
連携

- ・JGA統一フォーマットがあるにもかかわらず、自主保安として個社独自の要求項目がある

## 【参考】 実質的に参入が困難なエリアもある

- 小売会社のコスト構造はほぼ同じであり、競争の原資は原料費や託送料金を除いた「諸経費」（製造コスト、営業コスト、小売保安コスト、システム維持コスト等 + 小売マージン）。
- **参入が実質的に困難**なほど、諸経費が安いガス会社のエリアが存在する。

旧一般ガス事業者の標準家庭料金単価の構成（2017年7月分）

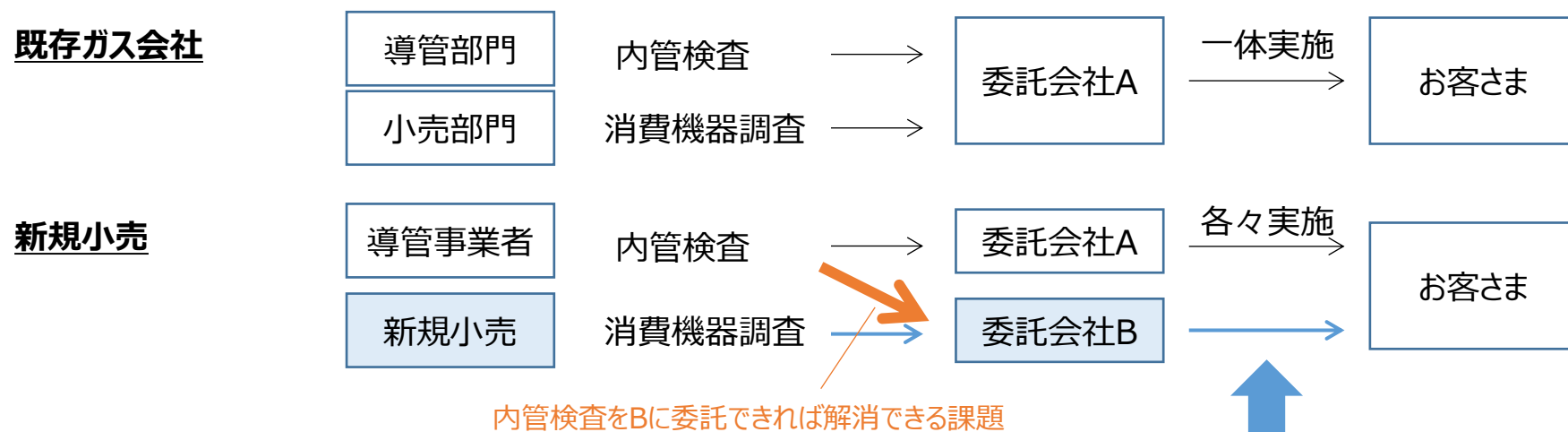


## 課題2 保安業務が二度手間となり非効率

- 保安業務（導管事業者の内管検査、小売事業者の消費機器調査〔開栓時調査及び定期調査〕）について、既存ガス会社は一体で実施できるのに対し、**新規参入者の顧客**に対しては、**各々が別々**に実施することになる。
- 新規参入者の委託会社も両検査を一体で実施できるよう、**導管事業者の内管検査の委託要件見直し**等をお願いしたい。

※なお、現在、導管事業者の内管検査の委託要件見直しについて、導管事業者にご相談中。

### 保安業務の実施体制



#### <コスト効率性>

同時に行う場合、日時調整や移動等のコストをシェアできる

#### <顧客利便性>

お客さまは、2度の訪問を受ける（在宅が必要）

※件数が少ない現状でも、苦情や問い合わせが相当数あり

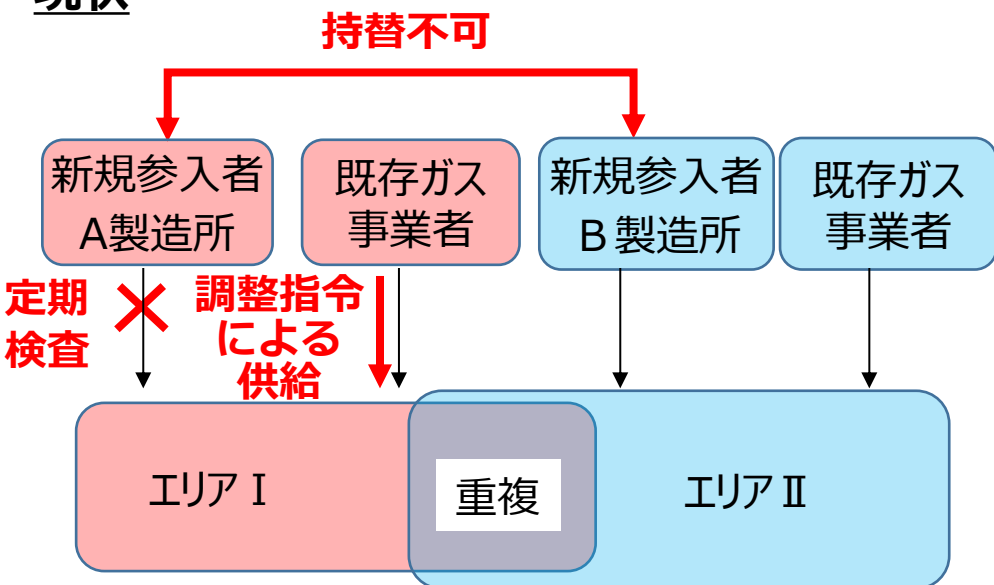


## 課題3 託送受入地点（製造所）の変更ができない

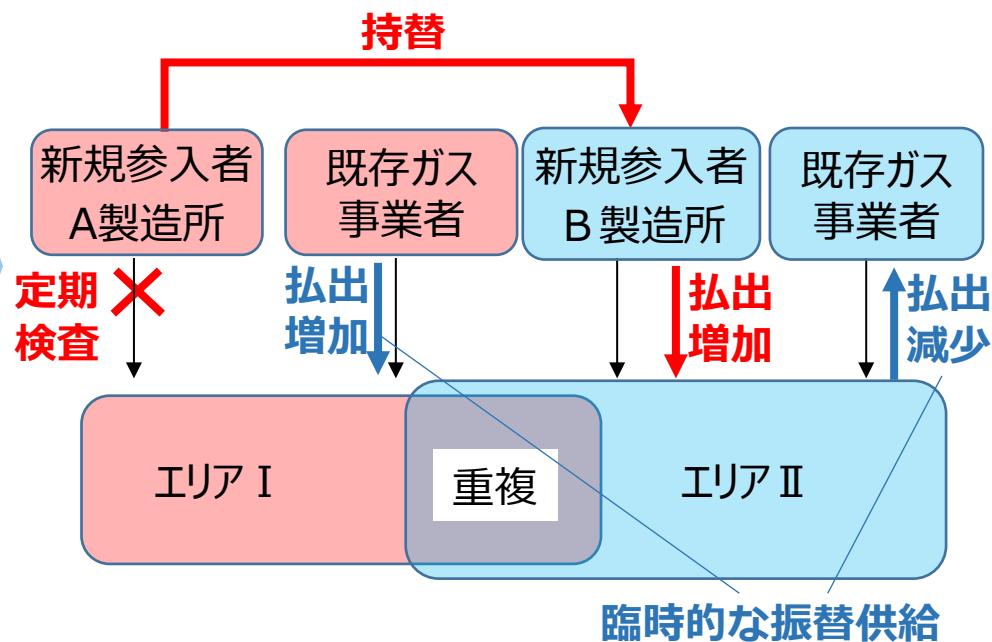
- 現状、各製造所（受入地点）から供給するエリア（払出地点）は契約上、固定され変更できない。
- 例えば、**A製造所の計画的な停止期間中に限り、B製造所から供給することは認められておらず、A製造所の注入計画を遵守することができない。**（結果、NW安定のため、調整指令が必要となる。）
- **NWの安定および製造設備の有効活用**の観点から、**計画的な受入地点の変更**（臨時的な需要の持替と振替供給※）を認めていただきたい。

※新制度では、製造所の属する注入グループ毎に供給可能な払出エリアが定められ、異なるエリアに供給する場合は、既存ガス会社による振替供給となる。

### 現状



### 改善案

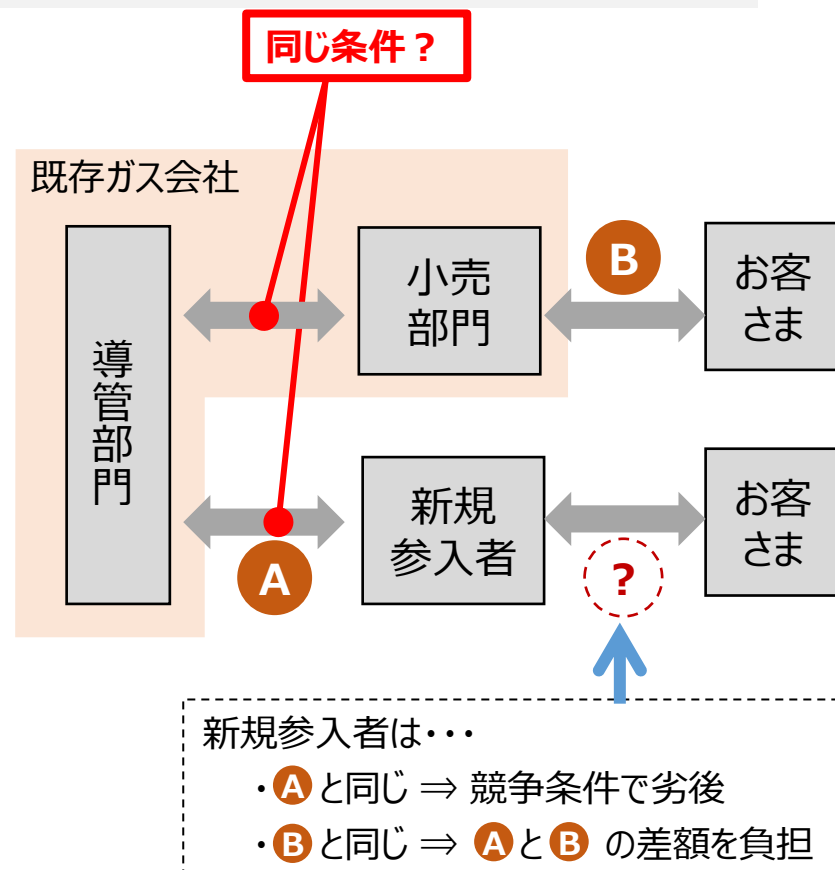


## 課題4 既存ガス会社の小売部門と新規参入者のイコールフット

- 契約最大払出ガス量超過時の取り扱いについては、**既存ガス事業者の小売部門のガス需給契約と託送供給約款（新規参入者の扱い）が著しく異なる**例があり、新規参入者が競争条件で劣後するおそれがある。
- 託送供給における小売事業者間でのイコールフットは保たれているか、本来小売部門が負うべき負担は、託送収支に適正に反映されているか、という観点から、継続的な監視をお願いしたい。

### 契約最大払出ガス量超過時の取り扱いの違い（一例）

	A 新規参入者 (託送供給約款)	B 既存ガス事業者 の小売部門 (ガス需給契約)
超過精算額の アロワンス	アロワンスなし (わずかでも超えれば 精算)	<u>5%内アロワンス</u> あり
超過精算の 適用除外	適用除外なし	次契約で最大使用量 を是正する場合、 <u>適用除外</u>



## 課題5 マンション一括受ガス

### ■ 2016年 ガスシステム改革小委

マンション一括受ガスは下記3点の理由があるため、現時点では認められない供給形態（今後のニーズも踏まえた継続課題）と整理。

- ① 一括受ガス事業者が設置する子ガスメーターには、ガス事業法上の保安規制が及ばず、保安面で後退のおそれ
- ② ガバナー（変圧器）の実質的な維持管理は一般ガス導管事業者が実施、一括受ガス事業者には受ガス実態がない
- ③ 一括受ガスを行った場合、需要家選択肢に制約を生ずるおそれ

- 電力ではマンションの一括受電が広く普及しており、新築物件の約5割を占めるとの調査※もある。
- 仮に一括受ガスが実現すれば、既存のマンション一括受電事業者等の参入が期待され、市場活性化につながるのではないか。
- 引き続き、実現に向けた検討をお願いしたい。

※2016年1-6月の新築一括受電マンションの普及率は戸数ベースで49.30%、物件ベースで31.06%

【出所】(株)東京カンテイプレスリリース（2016.10.31）

## 課題6 広域的な融通が物理的にできない／ルールが定まっていない

---

ガス市場における競争を活性化させるためには・・・

- ✓ ガス市場の流動性は極めて低いため、少なくとも大手都市ガス3社の導管ネットワークは（他のガス会社を経由してでも）相互に接続し、広域託送を活性化させることが望ましい。
- ✓ 併せて、託送制度は、ガス製造設備から需要に向けた流れ（順流）を前提とするのみでなく、逆流託送の扱いについても、ルールを明確化し、順流と同等の取扱いが極力できるようにすることが望ましい。

※ 下流から上流への託送ができない場合、ガス会社間の相互参入が起こりにくい

## 課題7 既存事業者の営業活動による新規参入阻害の懸念

---

新規参入を阻害していると疑われる「既存事業者の営業活動」の事例も・・・

- ✓ 「**高額な解約補償料**」を組み合わせた囲い込み
  - 供給者変更時のみに解約補償料（自社との期中更改時は適用除外）
  - 契約中（期間満了前）の別契約とのセット（包括）割引
  - 低圧：小売全面自由化開始直前からの長期契約
  
- ✓ ガス供給契約の供給者変更時に、附帯する消費機器（GHP、コジェネ等）のメンテナンス契約等の**解約及び値上げの示唆**

等